

料率見直しのスケジュールについて

- 1 農業保険法に基づき、農業共済における農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済並びに収入保険の料率については、3年ごとに改定（一般改定）することとされている。
また、改定に当たっては、農業保険部会において御審議いただくこととしている。
- 2 本年度（平成30年度）は、果樹共済及び畑作物共済の一般改定期に当たるとともに、農業共済の全事業について制度見直しに伴う料率の改定、新たな収入保険について料率の設定を行う必要がある。
- 3 前回（平成30年5月）の部会において、農作物共済及び収入保険については御審議いただいております、本日の部会においては、残りの家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済について御審議いただくこととしている。
- 4 なお、家畜共済の一部（診療費の1割自己負担に係る見直し）は平成32年1月からスタートするため、来年度（平成31年度）の家畜共済の一般改定と合わせて御審議いただく予定である。